

第2部：「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」の推進状況と今後の課題

21世紀を目前にして、従来の規格大量生産型社会から多様な知恵の時代への大きな潮流の変化の中で、構造改革を推進し日本の経済社会システムの転換を進めていくため、政府は、昨年7月の経済審議会答申「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」（以下「あるべき姿」）を閣議決定し、21世紀初頭の「経済社会のあるべき姿」を実現するための施策に積極的に取り組んできている。

こうした政府の取組の成果を「あるべき姿」の政策方針（以下「政策方針」）で示された、①多様な知恵の社会の形成、②少子・高齢社会、人口減少への備え、③環境との調和、④世界秩序への取り組み、⑤政府の役割、の5つの分野に則してみると、

第一に、規制改革の広範な分野における進展とその効果の発現がみられること、

第二に、少子・高齢社会に向けた、公的年金制度の改革、介護保険制度の導入など制度改革が進められていること、

第三に、循環型社会の構築に向けた、広範な法制度の整備が行われていること、

第四に、世界秩序への取組として、アジア諸国の経済回復への支援と、国際金融資本市場の安定化に向けた政策対応がなされ、大きな成果をあげたこと、

第五に、平成13年1月に控えた中央省庁等改革など、行政改革への取組が進められていること、

等があげられる。

これまでの規制改革について、主要な分野をみると、情報通信分野では、規制緩和により料金の低廉化が進むとともに、携帯電話の普及率が爆発的に高まるなど、その効果は国民の生活に深く浸透してきている。運輸分野では、需給調整規制の段階的廃止等により、新規参入が促進されるとともに、運賃設定の多様化が進み、利用者の選択の幅が広がってきている。また、金融分野では、日本版ビッグバンを目指したいいわゆる金融システム改革法等により、資産運用手段の多様化、資産流動化の促進、株式売買委託手数料の自由化等が進み、金融機関が魅力あるサービスを提供できるとともに、利用者も資金の調達・運用における選択の多様化が図られてきている。さらに、労働分野では、有料職業紹介事業の取扱職業、労働者派遣事業の対象業務のネガティブリスト化等を通じて、経済社会情勢の変化に対応した効果的な労働力需給調整機能が強化されてきている。

このように、構造改革は、「あるべき姿」の実現に向けての様々な取組の中で着実に進められてきているが、その一方で、急速な環境変化や将来を展望したとき、まだまだ取り組むべき課題が多く残されている。以下では、「政策方針」に基づき、「あるべき姿」策定後から現在まで、政府により採られた施策の進捗状況について、主要なものを概観するとともに、残された政策課題について政府に対し積極的な取組を求めることとしたい。

第1章：多様な知恵の社会の形成

1. 市場と事業環境の整備

(1) 透明で公正な市場と消費者主権の確立

1) 日本の市場を透明で公正なものとするとともに、自己責任原則の下で、消費者の市場における自由な選択が財・サービスの生産等に適切に反映されるという消費者主権の確立に資するため、以下のような施策が進められている。

①規制改革については、行政改革推進本部の下に設置された規制改革委員会（平成11年4月規制緩和委員会から名称変更）の議論を基に、平成10年3月に「規制緩和推進3か年計画」が閣議決定され、翌平成11年3月に改定が行われた。改定計画で決定された917事項のうち、734事項（約80%）が既に実行に移されている（平成11年10月現在）。さらに、平成12年3月に再改定が行われ、ストック・オプション制度の改善、電子商取引等の基盤づくり等351事項が新たに盛り込まれた。

②「政策方針」では、「物流、情報通信の分野について、21世紀初頭において世界の最先端に行く効率的で魅力的な事業環境を整備するための包括的な改革方策について早急に検討を行い、明確なスケジュールの下に施策を実施する」こととしたところであり、第一部で提言したIT革命の戦略的推進に沿って、物流、情報通信の分野で世界の最先端に行く事業環境の整備を進めていくことが必要である。なお、電気通信審議会においては「21世紀における高度情報通信社会の在り方と行政が果たすべき役割最終答申」（平成12年3月）がとりまとめられた。

③行政の事後チェック型への転換に関連して、消費者・事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促すための公正で明確なルールを確立することが必要である。そのため、消費者と事業者との間の情報、交渉力の格差にかんがみ、その契約に係る紛争の公正かつ円滑な解決に資するため、消費者契約法が制定された（平成13年4月施行）。また、金融サービスの利用者保護を図る観点から、金融商品の販売業者の顧客に対する説明義務と、これに違反した場合の損害賠償責任等について定める、金融商品の販売等に関する法律が制定された（平成13年4月施行）。このほか、私人による独占禁止法違反行為（不公正な取引方法に係るもの）に対する差止請求の制度を導入するための独占禁止法の改正が行われた（平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

2) 今後、規制改革について、「規制緩和推進3か年計画」等に基づき、引き続きその推進を強力に図るとともに、客観性を高めるために規制に関する各種分野における政策評価を適切に実施していくことが必要である。また、事後チェック型行政への転換に伴い確立されるルールの実効性を確保するため、司法が果たす役割の重要性の増大に対応した法曹人口の増員等の諸課題についても、司法制度改革審議会等において引き続き検討を進めていく必要がある。なお、裁判外での紛争処理機能の役割に対する期待に対応して、その充実・強化を図るほか、消費者教育の推進、情報提供の体制整備等を行う。さらに、

新設された私人による独占禁止法違反行為に対する差止請求制度が活用されるよう、環境整備を進めていく必要がある。

(2) 魅力ある事業環境の整備

- 1) 日本の市場を国際的にみて魅力あるものとする観点から、商法の改正による株式交換・株式移転制度の整備（平成 11 年 10 月施行）及び産業活力再生特別措置法の制定（平成 11 年 9 月施行）による分社化等事業再構築を容易にするための制度整備が進められた。また、中小企業を中心とした企業の円滑な事業再建を目指した民事再生法が制定（平成 12 年 4 月施行）されたところであり、今後、本制度の活用が期待される。さらに、会社分割制度の整備のための商法改正（平成 12 年 5 月公布）が行われたところであり、これに係る税制については、政府税制調査会において、その具体的な検討が行われている。

以上のように、企業が機動的かつ柔軟に諸活動に取り組める事業環境が整備されつつある。今後は、時代の急速な変化に的確に対応できるよう、株主総会等会社の機関のあり方、会社の情報の適切な開示のあり方等を含む適切なコーポレート・ガバナンスのあり方について検討し、所要の措置を講ずる必要がある。

- 2) 創業・起業を促進する観点から、中小企業基本法が改正（平成 11 年 12 月施行）され、「創業の促進」及び「創造的な事業活動の促進」が中小企業政策の基本的施策として位置付けられたほか、経済新生対策（平成 11 年 11 月経済対策閣僚会議決定）に基づき、中小企業への資金供給の円滑化・多様化のための措置、ワンストップサービス型のきめ細かな経営支援体制の整備のための措置等が講じられている。また、東証におけるマザーズ、大証におけるナスダック・ジャパン市場の開設等ベンチャー向け証券市場が整備されつつある。店頭登録市場や未公開株式市場においても、市場活性化に向けた取組が進められており、将来性のある企業が成長するための環境整備が図られてきている。

ベンチャー企業など 21 世紀を担う成長企業に対する円滑な人材供給は引き続き極めて重要であることから、起業家精神の醸成に向け、産業界と学校の人的交流の一層の促進、インターンシップの促進、能力開発の支援等、創業・起業を円滑に行える環境整備を進めていくことが必要である。また、創業者、起業者及び中小企業者が、他企業、研究機関、専門家等の外部経営資源との連携により経営課題を解決するため、めぐり合いが円滑に行われるような仕組み（コーディネーション・ネットワーク）を引き続き整備していくことが重要である。

(3) 個人がより自由に選択したり挑戦できる環境の整備

- 1) 経済社会の構造的変化に伴い雇用慣行が変わりつつある我が国においては、個人が自らのキャリア形成等において、生涯にわたり、性別にとらわれることなく、その個性と

能力を十分に発揮することのできる環境を整備することが必要である。

- ①労働移動に対応した外部労働市場の整備を図るため、労働者派遣法及び職業安定法が改正（平成 11 年 12 月施行）された。これにより、労働者派遣事業の対象業務や有料職業紹介事業の取扱職業の範囲が拡大され、民間による労働力需給調整機能の強化が図られることとなった。また、労働移動により中立的な新たな年金制度を創設するため、確定拠出年金法案が第 147 国会に提出された³²。
 - ②さらに、事業活動の中軸にある労働者が、個々の創造的な能力を一層発揮することができるよう、労働基準法が改正され、企画業務型裁量労働制が導入（平成 12 年 4 月施行）されるとともに、個人の幅広い能力開発への取組を支援するため、教育訓練給付制度の対象講座の拡大及び大学院等の高等教育機関への対象範囲の拡大や、社会人入学者も利用できる奨学金制度の充実が図られた。
 - ③男女間に事実上生じている格差を是正し、女性労働者が能力を十分に発揮することのできる環境整備を行う企業の取り組み（ポジティブ・アクション）が促進されており、引き続き、男女の均等な機会及び待遇の確保に努めることが重要である。
- 2) 上記のように、雇用労働分野の環境整備は進捗をみせているが、今後は、法制度等の適切な運用により、円滑に実施されていくことが必要である。さらに、個人の意欲や能力が公正に評価され、適正な処遇を受けることができるよう、より自由に選択したり挑戦できる環境の整備のための施策について検討を進めることが重要である。

2. 多様な人材の育成と科学技術の振興

(1)教育の充実

- 1) 個性と創造性に富んだ人材を育成するためには特色ある教育が行われるとともに多様な選択ができる教育システムの構築が求められる。このため、特色ある教育を推進する観点から、小学校から高等学校段階において以下のような施策が進められている。
 - ①中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図る中高一貫教育について、中高一貫教育推進会議や中高一貫教育実践研究事業等の施策により中高一貫教育校の設置の促進が図られるとともに、公立小・中学校の通学区域の弾力的な運用について市町村教育委員会がより多様な工夫が行えるよう新たな事例集の作成など、多様な学校選択機会の拡大に向けた取組が進められている。
 - ②学校教育における社会人の活用を促進するため、教育職員免許法が改正（平成 12 年 3 月）され、特別免許状（専門的な知識・技能を有する者に授与される免許状）を持つ社会人が普通免許状を取得できる制度を創設するなど特色ある教育を推進するための施策が行われている。

³² 確定拠出年金法案は、衆議院解散により、廃案となった。

③「全国子どもプラン」が推進され、自然体験活動等の機会の充実を図るなど地域で子どもを育てる環境の整備が図られている。

2) このほか、グローバル化とネットワーク社会に対応できる人材を育成するため、新学習指導要領（小・中学校は平成 14 年度、高等学校は平成 15 年度より実施）において、中・高等学校では外国語が必修教科と位置付けられ、新設される「総合的な学習の時間」の中で、小学校から外国語会話等を取り入れることができるようにされるとともに、中学校の「技術・家庭」で「情報とコンピュータ」が必修とされ、高等学校の新教科として「情報」が創設された。また、ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）における、「教育の情報化」プロジェクトとして、2005 年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境の整備が進められている。

なお、21 世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討するため、教育改革国民会議が開催されている。

(2)外国人労働者の受入れによる多様性と活力の確保

1) グローバル化が進展する中で、異なる文化的背景を持つ人々の交流は我が国経済社会の活性化に資するものである。特に、社会のニーズに対応した多様かつ高度な専門性を有する人材の確保は重要な課題であり、こうした観点を踏まえて、以下のような施策が進められている。

①外国人の出入国管理に関する基本方針である第 2 次出入国管理基本計画が策定（平成 12 年 3 月）され、我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れや研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実等を図ることとされた。また、外国人の申請負担の軽減を図るため、最長の在留期間が「1 年」とされているほとんどの就労目的の在留資格の最長の在留期間を「3 年」とし、最短期間が「6 月」から「1 年」とされた。

②さらに、21 世紀初頭における 10 万人の留学生受入れを目標に、国費留学生受入れの計画的整備や私費留学生への援助の充実、留学生宿舍の整備等留学生の受入れのための施策が引き続き、総合的に推進されている。

2) 今後も IT 技術者を始めとして、必要性が高まることが予想される専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に進めるための方策を推進する。

また、在留資格及び在留資格に関する審査基準によって規定される外国人労働者を受け入れる範囲については、今後も日本の経済社会の状況変化に対応して見直していくことが必要であり、現行の在留資格に該当する職種等を見直したり、場合によっては、日本の産業及び国民生活に与える影響その他事情を勘案しつつ、雇用情勢の悪化など日本の労働市場の状況を反映して的確かつ機動的に入国者数の調節ができるような受入れのあり方について検討する必要がある。

(3) 科学技術の振興

- 1) 科学技術は、将来の発展の基盤であるとともに、地球環境問題や高齢化問題等、内外の諸課題に対応していくために極めて重要な役割を果たすものであり、その振興を積極的に図っていく必要がある。

現在、科学技術基本計画（平成 8～12 年度）に沿った施策が進められており、国の研究開発投資が拡充され、また、研究者の任期付任用制の導入やポストドクター等 1 万人支援計画の推進などにより、科学技術の活動が活性化された。

具体的な研究開発については、IT やバイオテクノロジーに関する研究開発など様々な取組が行われており、特に、平成 12 年度からは、「ミレニアム・プロジェクト」として、今後の我が国経済社会にとって重要性や緊要性の高い、情報化、高齢化、環境対応の 3 つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトが、最長平成 17 年度までの達成目標をそれぞれ設定した上で、開始されている。

- 2) 今後は、科学技術創造立国として知識の創造と活用により世界から尊敬される国、安心・安全で快適な生活ができる国、国際競争力があり持続的な発展ができる国を目指すことが重要である。そのために、情報通信革命や生命科学の目覚ましい発展、社会と科学技術の関係の深化等の状況を踏まえつつ、世界水準の成果を更に多く生み出していくとともに、分かりやすい目標を掲げて資源の重点配分を進めていくことが課題である。こうした課題について、科学技術会議において、平成 13 年度以降の次期科学技術基本計画の検討が開始されている。

- 3) また、「政策方針」では、「これまで日本経済にとって大きな役割を果たしてきた「ものづくり」についても、その重要性を改めて認識すべきである。これまで蓄積されてきた技術、ノウハウを継承・発展させていくために、ものづくり基盤技術振興基本計画を策定し、ものづくり基盤技術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」としたところである。

平成 11 年 12 月より、内閣総理大臣主宰の「ものづくり懇談会」が開催され、本年 5 月には、提言がとりまとめられたことも踏まえ、現在進められている「ものづくり基盤技術基本計画」を早期策定し、ものづくりに関する施策を更に強力で推進していく必要がある。

3. 多様な知恵の社会における地域経済と社会資本

(1) 「小さな大都市」構想（ゆとりの「空間」とゆとりの「時間」の街づくり）

大都市において、生活空間の良質化と拡大を図り、ゆとりの「空間」を確保するとともに、それらの近接化・複合化と高度な交通・情報通信インフラを介したネットワーク化を進め、移動時間の短縮等により、ゆとりの「時間」を確保することが重要である。

- 1) 住空間の良質化と拡大を図る観点から、住宅金融公庫融資制度、良質なファミリー向

け賃貸住宅を供給する特定優良賃貸住宅制度や高齢者の安全で安定した居住の確保を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度等が拡充されるとともに、契約で定めた期間の満了により、契約の更新がなく借家契約が終了する定期借家権が、新たに導入された（平成 12 年 3 月施行）。また、歩行空間、公共空間については、「経済新生対策」において、電線類地中化約 3,000 km を平成 15 年度までに実施することとされた。加えて、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、街灯の設置等の各種事業を総合的かつ重点的に実施する歩行空間ネットワーク総合整備事業が創設された。

2) 既成市街地の再編を推進し、計画的な土地の有効高度利用と用途複合等を通じて、様々な生活空間の良質化、拡大とこれらの近接化、複合化（様々な高度な都市機能のコンパクトな集積）を図る観点から、「歩いて暮らせる街づくり」構想が推進されることとなった（第 2 章 4. (1) 参照）。また、

- ①工場跡地等の有効活用を推進するため、用途地域の変更に先立って幅広い用途を許容する用途変更先導型再開発地区計画制度の創設、
- ②都市計画のマスタープランの充実、未利用容積を他の敷地で有効活用する特例容積率適用区域制度の創設等を内容とする都市計画法及び建築基準法の改正（平成 12 年 5 月公布）、
- ③良質な市街地住宅の供給と公共施設の整備等を総合的に行う住宅市街地整備総合支援事業等の拡充や各種事業手法を的確に組み合わせ、先行的・先導的都市基盤の整備、拠点形成、防災構造化を総合的に推進する都市再生推進事業の創設等の措置が講じられた。

3) ネットワーク化を通じて、多様で迅速な人流・物流・情報交流を実現するため、三大都市圏において、通過するだけの交通を排除し、都心へ流入する交通を適切に分散・導入する環状道路等の整備、テレワーク・SOHOを支援するための施設整備等が推進されることとなった。

今後とも、これらの施策の推進・拡充を通じて、様々な高度な都市機能がコンパクトに集積し、ネットワーク化された「小さな大都市」構想を推進していくことが必要である。

(2) 独自の産業・文化を持つ地域づくり

1) 地方都市の自立的発展を支えるため、地域間連携を図りつつ、独自の産業、文化を持つ地域づくりを進めることが重要である。

- ①「経済新生対策」においては、中小企業を地域経済の基盤的存在として振興するため、中小企業基本法の改正による中小企業政策の理念の転換、資金供給の円滑化・多様化や人材・技術・情報等経営資源の確保の円滑化を図ることとされた。また、地域経済の動向にも十分配慮しつつ、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進めることとされ

た。

- ②さらに、商業等地域密着型産業の振興については、福祉・文化等の公益施設の立地や共同住宅等の立地、商店街の集約・再編等を促進する都市再生区画整理事業の創設等を通じ、中心市街地の活性化が一層推進されることとなった。また、新しい地域密着型産業として期待される介護関連事業への民間事業者の参入促進を図るため、事業者に対する情報提供体制の整備等が行われている。
- ③地域資源の有効活用による地域独自の産業の創出については、販路開拓支援、人材育成のための支援等の地場産業振興対策や、産地の製造協同組合等が実施する需要開拓事業や人材確保育成事業等への支援等の伝統的工艺品産業対策が推進されている。
- ④また、地域間連携を進めるため、高規格幹線道路・地域高規格道路等の幹線道路ネットワークの整備、整備新幹線の整備と新幹線直通運転化事業調査の実施、広域的な地域情報通信ネットワークの整備等が推進されることとなった。

- 2) 今後とも、地域資源の有効活用、地域からの情報発信能力の向上等により、地域独自の産業を創出し、その競争力の強化を図る施策の推進・拡充を通じ、地域が日本経済全体を牽引していくような状況を生み出していくことが望まれる。

(3) 中山間地域・離島等の活性化

中山間地域・離島等の活性化に係る具体的な施策として、UJIターン者を対象とした住宅用地の整備や、福祉・医療施設、ケーブルテレビ施設の整備等による住環境・生活基盤の整備、基幹的産業である農林水産業を効率化するための生産施設・基盤の整備、周遊観光ルートの整備による観光産業の振興、グリーンツーリズムを中心とする都市との交流等が進められている。

さらに、平成 11 年 7 月に公布された食料・農業・農村基本法において中山間地域等の振興が規定されたことにより、平成 12 年度から農業生産条件に関する不利を補正するための直接支払いが導入された。これは、関係施策との連携を図りつつ農業生産活動等の維持を通じて中山間地域等における多面的機能の確保を図るための重要な施策であり、今後はその効果を適切に把握・評価していくことが必要である。

(4) 多様な知恵の社会を支える社会資本整備

- 1) 「政策方針」で掲げた、21 世紀における「多様な知恵の先進国」を目指すため、以下のような施策が進められている。

- ①情報通信ネットワークの形成については、無利子・低利融資、税支援等により光ファイバ網の整備が促進された。また、道路管理用光ファイバ等の収容空間として情報BOXの整備が推進されるとともに、河川、下水道管理用光ファイバネットワークの整備と当該管路の民間通信事業者等への開放が進められている。

技術開発については、「光化技術」、「ギガビットネットワーク技術等の超高速ネットワーク技術」、「グローバルマルチメディア移動体衛星通信技術」、「電子透かし技

術」、「電子マネー等の伝送に資する通信の安全・信頼性向上技術」、「不正アクセス発信源追跡技術」、「情報収集エージェント技術」等の次世代インターネットに関する研究開発や高度衛星放送システムの研究開発が実施されている。

②電子政府の実現については、2003年度までに、民間と政府相互の行政手続を、インターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築するため、認証基盤の構築、共通基盤技術開発、申請・届出等手続の電子化、地方公共団体のネットワーク整備の促進等の施策が行われている。ワンストップサービスの推進については、地方公共団体と連携して、郵便局におけるワンストップ行政サービスの実証実験や住民票の写し等の自動交付機の試行設置が進められている。また、ETC（ノンストップ自動料金収受システム）、UTMS（新交通管理システム）等のインフラ整備の推進とともに、走行支援システム等のITSの研究開発等が総合的に進められているほか、ITS、AIS（海のITS）等の情報化技術を活用し、海陸一貫物流情報システムが開発される予定となっている。

③新東京国際空港については、2,500mの平行滑走路の早期供用を目指しつつ、当面の暫定的措置として2,180mの滑走路整備が推進されているところであり、関西国際空港については、2007年の平行滑走路供用開始を目指し、2期事業が推進されているところである。中部国際空港については、2005年の開港を目指し、所要の手続を経て、現地工事に着手する予定である。また、空港アクセス鉄道への補助制度が創設されたほか、国際拠点へのアクセス強化に資する道路整備が推進されている。

港湾については、港湾法の改正による国の負担率、補助率の見直し等のほか、物流コストの削減を図るため、中枢・中核国際港湾における整備が重点的に進められるとともに、多目的国際ターミナルの拠点的・重点的整備が進められた。また、内航海運とトラック輸送の連携による複合一貫輸送を促進し、物流の効率化を図るため、港湾、道路など複合一貫輸送に係るインフラ整備が重点的に実施されている。

また、国際都市として遜色のない文化施設等の整備のため、国立美術展示施設、国立博物館等の整備等が進められている。

2) 以上のような取組により、さらに21世紀における「多様な知恵の先進国」を支えるスマートインフラ等の社会資本整備について、積極的に取り組んでいくことが必要である。

また、近年のインターネットの爆発的な普及に伴い、インターネット通信料金に係る定額制や低廉な料金へのニーズが高くなっている。今後の電気通信市場の成長ポテンシャルは大きく、インターネットの更なる普及のためには、一般家庭で、低廉な料金水準でインターネットが自由に使えることが重要であり、従来の電話線を活用するDSL（デジタル加入者回線）や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様な技術の速やかな導入を促進していくことが必要である。

情報通信技術を活用した行政サービスの向上への要請はますます高まっている。政府においては、行政手続に係る国民負担の軽減、許認可等の審査、処理の迅速化等の観点から、上に掲げた諸施策を一層強力で推進するとともに、ワンストップサービスの実現に必要な国の行政機関、地方公共団体等を通ずる公的部門のネットワークの構築等、公

共分野の情報化に積極的に取り組んでいく必要がある。

4. 首都機能移転の検討

国会等移転審議会から、3年間、31回の審議を踏まえ、①首都機能移転の歴史的意義、②移転先候補地の選定、③首都機能の移転先となる新都市のあり方、④首都機能移転の意義・効果等、⑤移転先候補地において配慮すべき事項について、平成11年12月20日に内閣総理大臣に対し答申が行われた。同答申は、翌21日に、内閣総理大臣より、国会に報告された。

今後は、国会を中心に、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されることとなる。首都機能移転は、国民の意識や価値観に密接に関わるとともに、21世紀における我が国の政治、経済、文化等のあり方に大きな影響を与えるものであり、国民の間で議論が進み、広範な合意形成が図られることが不可欠である。これに向け、政府においても国会の審議等が円滑に進められるよう積極的に協力していく必要がある。